

令和 7 年 11 月

十勝信用組合

当組合職員を名乗る（騙った）キャッシュカード詐取について

令和 7 年 11 月 10 日、当組合職員を名乗り「キャッシュカードを確認する必要がある」「暗証番号を教えてほしい」「キャッシュカードを封筒に入れて警察が来るまで開けないように」などと、言葉巧みにキャッシュカードをだまし取り、現金が払い出される事案が発生いたしました。

何か怪しいと思われた場合は、警察または当組合本支店にご相談ください。

◆お客さまにご注意いただきたいこと

- ・当組合職員が「キャッシュカード」をお預かりすることはありません。
- ・当組合職員が「暗証番号」を聞き出したりすることはありません。
- ・当組合職員がキャッシュカードを封筒に入れるようお願いすることはありません。

■当組合職員が訪問した際は、ネームプレートをご確認いただくとともに、名刺も持ち合せておりますのでご確認ください。

◆今回の詐欺事件の手口は

大手家電量販店や警察署、銀行協会など複数の職員を名乗り、「カードが不正に利用されているので、金融機関職員を向かわせる。」と伝え、当組合職員になりすました人物が自宅を訪問し、キャッシュカードを騙し取った後、現金がＡＴＭで不正に払い出されたものがあります。